

電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する報告書概要

1 研究会と本報告書の位置づけ

本報告書は、平成16年6月に出された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告を受けて設立された「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会」が、現在の制度にとらわれず、電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあるべき姿を追求することを目的として、専門的・技術的観点から検討したものである。

2 検討の視点と論点の整理

研究会では、情報技術の発達、電子政府化の急速な進展、電子公文書等の増加や多様化等の趨勢及び影響を見極めて、これに対応した公文書等の作成、管理、移管及び保存・利用のあり方全般について議論を重ねた結果、次の から の基本的視点に整理した。

9つの基本的視点

今後更に、電子公文書等の増加及びその内容と形式の多様化が想定されるところから、その適切な管理・移管・保存等に積極的に取り組み、公文書等の記録としての価値を維持しつつ、その多様性・利便性等を将来の国民に受け継いでいく必要がある。
電子公文書等は、基本的には電子媒体のまま保存することが適当である。
電子公文書等の長期保存にあたっては、記録としての価値を維持するのに不可欠な「エッセンス」のみを保存することが適切である。すなわち、電子公文書等の内容及び作成のコンテキスト（背景・状況・環境）は保存すべきであるが、電子公文書等の構造・機能等については、その「エッセンス」を特定し、これを保存することが適当である。
長期的な安定性を重視しつつ、現時点で可能な方法で電子公文書等の保存に着手すべきである。
電子公文書等については、長期保存の安定性・効率性等の観点から、各府省における作成時から歴史資料としての保存・利用段階までのライフサイクル全体の管理を行う必要がある。また、そのメタデータ、フォーマット等については、作成前から適切な対応をとる必要がある。
歴史資料として保存・利用の対象となる電子公文書等は、保存期間満了前の可能な限り早期に、媒体を問わず同一の基準に基づいて、選定する必要がある。
歴史資料として保存・利用の対象となる電子公文書等は、保存期間満了前の可能な限り早期に、一定の集中管理下で長期保存上の措置を講じる必要がある。
行政文書が行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるところから、これらの法制と電子公文書等の保存期間満了前における集中管理等との関係を整理する必要がある。
インターネット及びイントラネットのウェブ上の電子公文書等の移管は、国立国会図書館によ

るインターネット情報の収集・利用とは目的も対象も異なるので、国立公文書館は、独自に各府省から移管を受けることが適当である。

以上の基本的視点は、相互の関連性が深いので、次の4つの論点に整理をした。

なお、 、 及び は、全ての論点に関連するものである。

4つの論点

(1) 電子公文書等の特性を踏まえて講ずべき長期保存上の措置はどのようなことか。その場合の技術的課題は何か。 [基本的視点 <u> </u> 及び <u> </u> に関連]
(2) どのような電子公文書等(種類、範囲、属性)を保存対象とするか。その場合の原本とは何か。原本性を確保するための技術的課題は何か。 [基本的視点 <u> </u> 及び <u> </u> に関連]
(3) 電子公文書等の適切な移送時期及び移送方法はどのようなものか。 [基本的視点 <u> </u> 、 <u> </u> 及び <u> </u> に関連]
(4) 国立公文書館がインターネット及びイントラネットのウェブ上の公文書を歴史資料として適切に保存していくためにはどのようにすべきか。 [基本的視点 <u> </u> 及び <u> </u> に関連]

3 論点の検討結果

- (1) 電子公文書等の長期保存上の措置及び技術的課題
 - セキュリティ確保等の必要性
 - 媒体変換の必要性
 - メタデータ標準化等の必要性
 - フォーマット標準化等の必要性
- (2) 保存対象となる電子公文書等及び原本性確保の技術的課題
 - 保存すべき電子公文書等の範囲の特定の必要性
 - 電子公文書等の「原本性」確保及びその技術的課題
- (3) 電子公文書等の適切な移送時期及び移送方法
 - 移送時期の考え方
 - 長期保存上の措置の対象となる電子公文書等の選定方法
 - 移送方法
- (4) ウェブ上の歴史的公文書等の適切な保存
 - ウェブ上の歴史公文書等の適切な評価選別基準
 - ウェブ上の歴史公文書等の適切な移管方法
 - ウェブ上の歴史公文書等の保存に関する技術的課題
 - 国立国会図書館によるインターネット情報の収集・利用との関係

4 求められる取組み ([]内は、関連する「3 論点の検討結果」の論点番号)

ア 直ちに取組みを開始すべき事項

(1) 電子公文書等の長期保存上の措置及び技術的課題

- ・ セキュリティを含む保存環境等に関するガイドライン等を策定すること。[]
- ・ 移送後の媒体変換のルール化を行うこと。[]
- ・ 作成時からのメタデータ付与・管理に関し、項目の定義、文書作成時の自動又は容易なメタデータ付与、記述内容の標準化等について、検討すること。[]
- ・ 移送後のフォーマット標準化を実施するための長期保存フォーマットを策定すること。[]
- ・ 作成時における標準的フォーマット等のあり方について検討すること。[]

(2) 保存対象となる電子公文書等及び「原本性」確保の技術的課題

- ・ 保存すべき「エッセンス」の範囲を記録様式ごとに明確にすること。また、データベースの「エッセンス」の範囲について検討すること。[]
- ・ 移送後の「原本性」確保のための方法を検討し、ルール化すること。[]
- ・ 移管後の利用段階での「原本性」確保の方法等について検討すること。[]

(3) 電子公文書等の適切な移送時期及び移送方法

- ・ 保存期間満了後のモノとしての電子媒体による移管を暫定的に開始すること。[]

(4) ウェブ上の歴史的公文書等の適切な保存

- ・ ウェブ上の公文書等について、必要に応じ、その特性を踏まえた評価選別基準を策定すること。[]
- ・ ウェブ上の公文書等の移管（移送・収集）を試行的に開始すること。[]
- ・ ウェブページの作成・運用のあり方に関し、ガイドライン等の策定の必要性を含め、検討すること。[]
- ・ 移管（収集）したウェブ上の公文書等の利用時の利便性向上を図る等の観点から、国立国会図書館との間に必要かつ可能な範囲で協力関係の構築に努めること []

イ 継続的な取組みが必要とされる事項

(1) 電子公文書等の長期保存上の措置及び技術的課題

- ・ 移送又は移管後の保存システム及び移管後の利用システムを構築し、運用を開始すること。[]
- ・ 移送又は移管後の電子公文書等の媒体変換を行うこと。[]
- ・ 移送又は移管後の電子公文書等を長期保存フォーマットへ変換すること。[]

(2) 保存対象となる電子公文書等及び「原本性」確保の技術的課題

- ・ 保存すべき「エッセンス」の範囲について、技術動向等を踏まえて、必要に応じて見直すこと []
- ・ 移送後及び移管後の「原本性」確保のための方法等について、技術動向等を踏まえて、必要に応じて見直すこと []

(3) 電子公文書等の適切な移送時期及び移送方法

- ・ 移管及び保存・利用の対象となる電子公文書等の選定について、類型的手法に基づいて移管基準を明確化・精緻化し、公文書等の作成時又は作成前からの評価選別を行うこと。[]
- ・ 保存期間満了前のモノとしての電子媒体による移送を開始すること。[]
- ・ 電子政府化の進展状況を踏まえて、オンライン等による移送又は移管の必要性及び可能性等について検討すること。[]

(4) ウェブ上の歴史的公文書の適切な保存

- ・ ウェブ上の公文書の移管（移送・収集）を本格的に実施すること。[]

なお、アの (1)(2)の事項の多くについては、取組みの具体化へ向けて、より一層専門的かつ実証的な研究を深めていく必要がある。

5 おわりに

略